

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表				別表			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
試験	—略—			試験	—略—		
	共通物性試験	1 試 24時 験 間	28,000 円		共通物性試験	1 試 24時 験 間	29,500 円
	—略—				—略—		
	顕微鏡試験	1 試 1 試 験 料	7,240 円		顕微鏡試験	1 試 1 試 験 料	7,380 円
	—略—				—略—		
分析	—略—			分析	—略—		
	機器分析	1 分 析	18,900 円		機器分析	1 分 析	19,400 円
	—略—				—略—		
加工	木材乾燥	1 時 間	730円	加工	木材乾燥	1 時 間	740円
	—略—				—略—		
	試料加工	30分	2,320 円		試料加工	30分	2,420 円
	—略—				—略—		
—略—			—略—				

- 備考 1 —略—
- 2 モデル制作のうちモデル造形に係る手数料の額の範囲は、樹脂の使用量が10グラムを超える場合に限り、7,150円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,160円を加算した額以下とする。

- 備考 1 —略—
- 2 モデル制作のうちモデル造形に係る手数料の額の範囲は、樹脂の使用量が10グラムを超える場合に限り、7,150円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,210円を加算した額以下とする。

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																								
別表	別表																								
1 一略一	1 一略一																								
2 設備	2 設備																								
次に掲げる設備の種別に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で、各設備ごとに知事が定める額	次に掲げる設備の種別に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で、各設備ごとに知事が定める額																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測分析設備</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">7,020円</td> </tr> <tr> <td>加工設備</td> <td></td> <td style="text-align: right;">16,010円</td> </tr> <tr> <td>一略一</td> <td></td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	計測分析設備	1時間当たり	7,020円	加工設備		16,010円	一略一		一略一	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測分析設備</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">7,290円</td> </tr> <tr> <td>加工設備</td> <td></td> <td style="text-align: right;">16,680円</td> </tr> <tr> <td>一略一</td> <td></td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	計測分析設備	1時間当たり	7,290円	加工設備		16,680円	一略一		一略一
種別	単位	金額																							
計測分析設備	1時間当たり	7,020円																							
加工設備		16,010円																							
一略一		一略一																							
種別	単位	金額																							
計測分析設備	1時間当たり	7,290円																							
加工設備		16,680円																							
一略一		一略一																							
備考 一略一	備考 一略一																								

山形県民の海・プール条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行

改 正 案

別表第1

区分		使用料の額	
個人	一般	回数券による 利用の場合	1人11回 につき 6,500円
		上記以外の場 合	1人1回 につき 650円
	高校生	回数券による 利用の場合	1人11回 につき 4,300円
		上記以外の場 合	1人1回 につき 430円
	児童 等	回数券による 利用の場合	1人11回 につき 3,200円
		上記以外の場 合	1人1回 につき 320円
団体	一般	1人1回 につき 520円	
	高校生	1人1回 につき 350円	
	児童等	1人1回 につき 260円	

備考

1～3 ー略ー

別表第1

区分		使用料の額	
個人	一般	回数券による 利用の場合	1人11回 につき 6,800円
		上記以外の場 合	1人1回 につき 680円
	高校生	回数券による 利用の場合	1人11回 につき 4,500円
		上記以外の場 合	1人1回 につき 450円
	児童 等	回数券による 利用の場合	1人11回 につき 3,300円
		上記以外の場 合	1人1回 につき 330円
団体	一般	1人1回 につき 540円	
	高校生	1人1回 につき 360円	
	児童等	1人1回 につき 270円	

備考

1～3 ー略ー

置賜文化ホール条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表第2			別表第2		
1 施設			1 施設		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
多目的ホール	1時間当たり	8,230円	多目的ホール	1時間当たり	8,640円
楽屋	1室1時間当たり	380円	楽屋	1室1時間当たり	390円
練習室	1室1時間当たり	460円	練習室	1室1時間当たり	480円
会議室	1時間当たり	1,950円	会議室	1時間当たり	2,040円
備考			備考		
1～4 ー略ー			1～4 ー略ー		
5 この表に掲げる施設の使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に、次の各号に掲げる施設の種別に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。			5 この表に掲げる施設の使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に、次の各号に掲げる施設の種別に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。		
(1) 多目的ホール <u>4,710円</u>			(1) 多目的ホール <u>4,940円</u>		
(2) 楽屋 <u>480円</u>			(2) 楽屋 <u>500円</u>		
(3) ー略ー			(3) ー略ー		
(4) 会議室 <u>740円</u>			(4) 会議室 <u>770円</u>		
2 設備			2 設備		
種別	1時間当たりの金額		種別	1時間当たりの金額	
舞台設備	<u>2,090円</u>		舞台設備	<u>2,190円</u>	
ピアノ	<u>2,790円</u>		ピアノ	<u>2,920円</u>	
映写設備	<u>1,390円</u>		映写設備	<u>1,450円</u>	
音響設備	<u>870円</u>		音響設備	<u>910円</u>	
照明設備	<u>1,040円</u>		照明設備	<u>1,090円</u>	

山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
別表第2	別表第2
1 施設等	1 施設等
—略—	—略—
備考1～3 —略—	備考1～3 —略—
4 <u>別表第1第1項に掲げる施設</u> の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合は、基本額（第2項又は前項の規定が適用される場合にあつては、これらの規定により算出した額。次項において同じ。）に、規則で定める額を加算した額とする。	4 <u>施設等</u> の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合は、基本額（第2項又は前項の規定が適用される場合にあつては、これらの規定により算出した額。次項において同じ。）に、規則で定める額を加算した額とする。
5～7 —略—	5～7 —略—
2 —略—	2 —略—